

三者検討会に係る留意事項について

北海道建設部建設管理局技術管理課

過去に実施したアンケート調査結果や関係業団体との意見交換会で寄せられた意見等を参考にして、発注者、施工者、設計者のそれぞれが三者検討会の開催に当たって留意して頂きたい点を留意事項として取りまとめましたので、今後の参考としてください。

三者共通

○ 三者検討会の目的

発注者が開催する三者検討会の第一の目的は、三者検討会実施要領に記載のとおり「発注者、施工者、設計者が一堂に集まり、設計の考え方を共有し、設計・施工条件や施工上の留意点などを確認することで、監督業務の適正な履行並びに確実な施工を図り、発注者が求める品質や機能を確保すること。」です。

言い換えれば、問題が発生した後に対応策を検討する「対処療法」としての機能を目的としているわけではなく、どのような問題の発生が予想され、その場合、どのように対処したらよいかなどを事前に確認する「予防療法」として機能することを目的としています。

なお、施工者の申し出により開催する場合は、この限りではないことに留意してください。

○ 三者検討会の発注者開催回数

発注者が対象とした工事での開催回数については、「1回を標準」としておりますが、現場条件の特殊性等に応じて、複数回開催することができます。

○ 再調査、再設計等の実施

再調査、再設計等が必要となった場合は、必ず責任の所在を明確にし、所定の事務手続き等を踏んでから作業を行って（行わせて）ください。

※別添【再調査・再設計が必要となった場合の対応フロー】参照

発注者

○ 二者検討会

施工者と設計者の二者にまかせきりになって、「三者検討会」が「二者検討会」となっているケースがあるとの意見がありました。

発注者が開催した場合は当然のことですが、設計者や施工者の申し出により開催した場合であっても、必ず発注者として協議内容を把握しておくことが重要です。

○ 監督員の業務範囲

本来、発注者が行わなければならない数量の算出や図面の作成等を施工者に、現場での段階確認や施工状況の確認等を設計者に、それぞれ無償で行わせているケースがあるとの意見がありました。

特に三者検討会と施工管理業務を混同していると思われる監督員が多いようですので、再度、発注者が行う業務範囲を理解した上で、誤った運用を行うことがないように十分留意してください。

○ サービス業務の禁止

再調査、再設計等が必要となった場合、責任の所在を明確にしないままに設計者や施工者に対して指示を行い、結果的に設計変更等の事務処理が行われずにサービス業務となっているケースや、三者検討会業務以外の資料作成（数量の分割作業や指針等の改定に伴う見直し作業等）を行わせているケースがあるとの意見がありました。

再調査、再設計等が必要となった場合は、必ず責任の所在を明確にし、所定の手続きを踏んでから作業を行わせるとともに、三者検討会以外の資料作成を行わせることがないように十分留意してください。

※別添【再調査・再設計が必要となった場合の対応フロー】参照

○ 設計者・施工者の申し出による開催

三者検討会については、発注者が開催の対象としなかった工事においても、設計者や施工者（若しくは両者）の申し出（費用は申し出者の負担）により開催することを可能としております。

設計者、施工者の申し出により開催する工事では、発注者の開催対象工事のような要件はありませんので、申し出があった場合は、原則、開催することが基本となります。（「三者検討会開催フロー（案）」参照）

○ 設計者への開催連絡

年度当初に設計者が開催の申し出をしていたにもかかわらず、三者検討会が開催されなかった工事が多数ありました。

この要因の一つは、工事が発注となった際に、発注者から設計者に開催の連絡が行われなかったことです。

監督員は、設計者からの開催の申し出状況を十分把握し、工事が発注となった際には、忘れずに設計者に対し開催の連絡を行ってください。

施 工 者

○ 施工管理業務との混同

本来、施工者が行わなければならない施工管理（出来形測定や記録の作成等）を三者検討会の設計者に無償で行わせているケースがあるとの意見がありました。

再度、施工者が行う業務範囲を理解した上で、誤った運用を行うことがないように十分留意してください。

○ 設計者への問い合わせ

現場における疑義等が生じた場合、工事監督員を介さずに設計者へ直接問い合わせをするケースがあるとの意見がありました。

あらかじめ工事監督員の了解を得た場合を除いては、疑義等が生じた場合には、必ず工事監督員と協議してください。

また、工事監督員の了解を得た場合であっても、設計者との協議内容を必ず工事監督員へ報告してください。

○ 設計図書の照査

施工者に対しては、北海道建設部土木工事共通仕様書において、「設計図書の照査」を義務付けておりますが、土木工事は、気候・地形・地質・地下水などの自然条件や、現場周辺の住民や一般交通に影響を与える騒音・振動・制約などの社会条件によって、施工や工事目的物に大きな影響を受けるものであり、調査設計段階でこれらの条件を十分に把握することが困難な場合が多く、また、把握するために多額な調査費用や長期の調査期間を要することは効率的ではないなど、不確定な条件や一定の調査結果に基づいて設計されていることを念頭におき、設計図書の照査を実施してください。

設 計 者

○ 設計条件等の記載

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書においては、設計者に対して、「設計者の確実な照査の実施や施工者の施工ミス防止に寄与することを目的に、設計図面には、極力、設計条件、設計思想、施工上留意すべき点、その他特筆すべき事項等を記載すること。」としております。

設計条件等を設計図面へ記載することにより、三者検討会開催時においても、設計者による設計内容の再確認作業が容易となることや、施工上の留意点を施工者に確実に伝達できること、また、設計条件を明確としておくことで現場不符合等が生じた際の責任の所在が明確にし易くなることなどから、設計時には積極的に記載するよう努めてください。

○ 設計者の申し出による開催

年度当初に開催の申し出をしたにもかかわらず、開催予定時期になっても発注者から連絡が来ない場合には、お手数ですが、発注者へ問い合わせをして頂き、申し出をした工事での確実な開催に努めてください。

○ 成果品の品質確保

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」の基本理念にあるとおり、委託業務の成果品の良否が公共工事の品質確保を図るうえで重要な役割を担います。

いくら施工者が設計図どおりに施工したとしても、その設計図に誤りがあっては何の意味もありません。

設計者は、三者検討会の副次的な目的でもある技術者の技術力向上と、成果品の品質向上のためにも、三者検討会を開催したことによって判明した改善点等を次回の業務に反映する社内におけるシステムの構築及び確実な実施に努めてください。

別添 【再調査・再設計が必要となった場合の対応フロー】

